

Ueda

上田市民と行政をつなぐ、お役立ち情報紙

広報うえだ
6月号
2020（令和2年）
No.328

特集

うまい！新鮮！上田を味わおう

上田産をまるごと召し上がれ

……32ページから



- 特別定額給付金の申請は7月31日まで
新型コロナウイルス感染症に伴う経済支援など ②
- 健康は毎日の食事から
腸内環境を整えて免疫力を高めよう!…… ⑧
- 加入者の助け合い制度
国民健康保険税率の改定など…………… ⑩

- 福祉の増進と子育て支援に
福祉医療制度をご利用ください…………… ⑳
- まずは自分のできることから
省エネに取り組みましょう!…………… ㉘
- 最重要課題は「新型コロナウイルス感染症対策」
令和2年度 各部局の重点目標…………… ㉓

新型コロナウイルス感染症に伴う経済支援など

掲載している情報は6月1日現在の情報です。最新の情報は 市ホームページや各問い合わせ先へご確認ください。

中小企業者・個人事業者に対する支援

ホームページはこちら



① 売上減少事業者支援給付金

国の持続化給付金の対象から外れることが見込まれる事業者の事業継続を支援するため市独自の給付金を支給します。

- 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業を営む、3月から5月までの間の平均売上が、前年同月期の30%~50%未満の割合で減少した常時使用する従業員が5人以下の事業者
- 1事業者当たり10万円(1回限り)

② 雇用調整助成金申請の支援

一時的な休業等により労働者の雇用の維持を図るため、「雇用調整助成金」の支給を受けようとする事業主を支援します。

- 社会保険労務士に委託した費用の1/2を補助(従業員数が20人以下の事業所は10/10)上限額は10万円
- 社会保険労務士の資格を持つ相談員による申請書類作成の相談(無料)

作成の手引きはこちら



個人に対する支援

ホームページはこちら



① 特別定額給付金

特別定額給付金の申請を受け付けています。給付を希望される方は、7月31日(金)までに、手続きをお願いします。

- 対象者1人につき10万円

よくある質問はこちら



② 子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を6月10日(水)から順次、児童手当登録口座に入金しています。6月を過ぎても入金が確認できない場合は、お問い合わせください(公務員を除く)。

- 対象児童1人につき1万円

| 支 援 内 容 | | 問 い 合 わ せ 先 |
|----------------------|---|--|
| 給付金・補助金 | 売上減少による資金繰りの支援 | 持続化給付金 対象：売り上げが前年同月比で半減した中小企業・個人事業主 持続化給付金事業コールセンター TEL0120・115・570、03・6831・0613 |
| | | 売上減少事業者支援給付金① 対象：国の持続化給付金の対象から外れることが見込まれる事業者 ※7月10日(金)までに申請 市独自 市 売上減少事業者支援給付金事務局 TEL24・7365 |
| | 共同で新しい取り組みを行う事業者に対する支援 | 飲食・サービス業等 新型コロナウイルス対策応援補助金 対象：県内の飲食店や宿泊事業者などで形成された3者以上のグループ 長野県産業労働部営業局 TEL026・235・7248、026・235・7249 |
| | 雇用の維持に取り組む事業者に対する支援 | 雇用調整助成金 対象：事業の縮小や休業をした際に労働者に休業手当を支払う事業主 ●コールセンター TEL0120・60・3999 ●ハローワーク上田 TEL23・8609 市独自 市 地域雇用推進課 TEL24・7363、26・6023 |
| 経営が悪化している宿泊事業者に対する支援 | 旅館・ホテル業事業者支援金 市独自 市 観光課 TEL23・5408 | |
| 融資 | 売上減少による資金繰りの支援 | 日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ●事業資金相談ダイヤル TEL0120・154・505 ●長野支店 TEL026・233・2141 長野県中小企業融資制度 新型コロナウイルス感染症対応資金など 上田市中小企業融資制度 対象：売上高等が、前年同期比5%以上減少している事業者 市独自 市 商工課 TEL23・5395 セーフティネット保証、危機関連保証等の認定 |
| | | |
| | | |
| 猶予 | 収入減等により税金等の支払いが厳しい事業者の方 | 市税の徴収猶予の「特例制度」 市 収納管理課 TEL23・5172 上下水道料金の支払猶予 上下水道局料金センター TEL22・1313 |

| 支 援 内 容 | | 問 い 合 わ せ 先 |
|---------|----------------------------|--|
| 給付金 | 市民の家計に対する支援 | 特別定額給付金① ※申請期限7月31日(金)消印有効 市 福祉課 特別定額給付金担当 TEL75・7210 |
| | 子育て世帯に対する支援 | 子育て世帯への臨時特別給付金② ※公務員以外の方は申請不要 市 子育て・子育て支援課 TEL23・5106 |
| | 離職・休業による収入減で住居を失うおそれがある方 | 住居確保給付金 上田市生活就労支援センター「まいさぼ上田」 TEL71・5552 |
| | 感染して仕事などができない方 | 傷病手当金 (国民健康保険加入者) 市 国保年金課 TEL21・0052 傷病手当金 (後期高齢者医療制度加入者) 市 国保年金課 TEL23・5118 |
| 融資 | 休業や失業等による生活資金にお困りの方 | 生活福祉資金貸付制度の特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金) ※事前に電話予約 上田市社会福祉協議会 ●上田地区センター TEL27・2025 ●丸子地区センター TEL42・0033 ●真田地区センター TEL72・2998 ●武石地区センター TEL85・2466 |
| 猶予 | 収入減等により税金等の支払いが厳しい方 | 市税の徴収猶予の「特例制度」 市 収納管理課 TEL23・5172 上下水道料金の支払猶予 上下水道局料金センター TEL22・1313 |
| | | |
| 減免 | 収入減等により保険料等の支払いが厳しい方 | 国民健康保険税の減免 市 国保年金課 TEL75・7101 後期高齢者医療保険料の減免 市 国保年金課 TEL23・5118 介護保険料の減免 市 高齢者介護課 TEL23・6246 |
| | | |
| | | |
| 援助制度 | 小中学生、大学等の学生がいる世帯に対する経済的な援助 | 小中学生の就学援助 市 学校教育課 TEL23・5101 学生に対する経済的支援等 市 学園都市推進室 TEL75・2502 |

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

申請内容に不明な点があった場合、市から問い合わせをさせていただくことはありますが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いしたり、手数料などの振込を求めたりすることは**絶対にありません**。

そのような不審な電話や郵便物が届いた場合は、市役所や最寄りの警察署(または警察相談電話#9110)にご連絡ください。 市 福祉課 特別定額給付金担当 TEL75・7210



接触感染を防ぐには？

ドアノブ、手すり、スイッチなど不特定多数の人が触るものは、ウイルスが付いている可能性が高く、手洗いの徹底や消毒が大切です。

せっけんなどを使った丁寧な手洗い



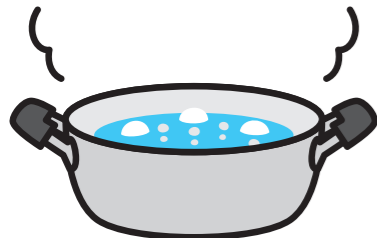
◎手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます

| 手洗い | 残存ウイルス |
|--------------------------|-----------------------|
| 手洗いなし | 約100万個 |
| せっけんなどで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ | 1回 約0.01% (数百個) |
| | 2回 繰り返す 約0.0001% (数個) |

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006から作成)

身近な物の消毒

熱水



食器類は80℃の熱水に10分間さらす

アルコール (消毒用エタノール等)



濃度70%程度のアルコールで拭く
手指消毒にも使える

塩素系漂白剤 (次亜塩素酸ナトリウム)



濃度を0.05%に薄めて拭く
500mlのペットボトル1本の水に、
原液5ml (ペットボトルのキャップ1杯)

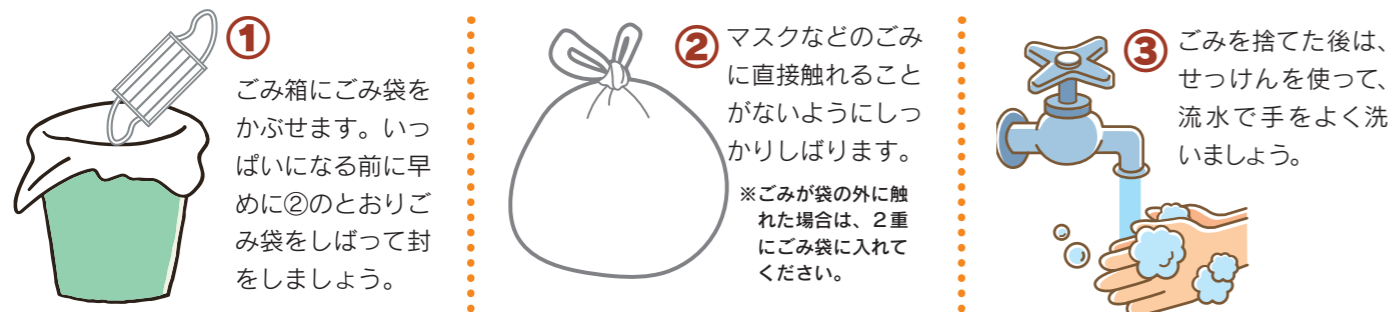
※商品により塩素濃度が異なるため、確認してください。
※換気にご注意ください。
※手指の消毒には使えません。

除菌水を無料で配布しています。詳細は29ページの「まちの話題」をご覧ください。

マスクやティッシュなどの捨て方

問 ■ 廃棄物対策課 TEL22・0666

鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、直接触れないように注意してください。



お願い 家で過ごすことが多くなり、収集するごみが増えています。片付けなどで出たごみは、一度にまとめて出さず、少しずつ分けて出すようご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症から身を守ろう



ホームページ

問 ■ 新型コロナウイルス感染症対策室 TEL75・6676

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみましょ。感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、至近距離での会話への対策を、これまで以上に定着させ、持続できるよう、「新しい生活様式」として具体的な実践例をホームページに掲載しています。ぜひ、ご確認ください。

感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、至近距離での会話への対策を、これまで以上に定着させ、持続できるよう、「新しい生活様式」として具体的な実践例をホームページに掲載しています。ぜひ、ご確認ください。

どうやって感染するの？

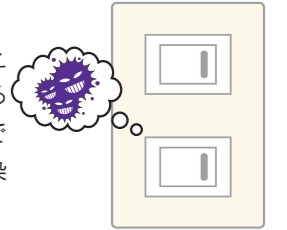
飛沫感染

感染した人の飛沫(くしゃみ、せき、つば、鼻水など)の中に含まれているウイルスを、口や鼻などから吸い込むことにより感染します。



接触感染

感染した人がせきなどを押さえた手で触った物を、他の人が触るとウイルスが手につき、その手で口や鼻を触ることで粘膜から感染します。



飛沫感染を防ぐには？

不特定多数の人と接触する機会を少なくすることが大切です。特に集団感染の危険が高いと言われる3つの密を避けましょう。

3つの密とは

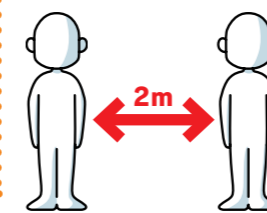
- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場所



窓やドアを開けこまめに換気を



人との間隔はできるだけあける



咳エチケットの徹底



不要不急の移動は控える



今年は例年以上に熱中症に気をつけて！

この夏は、十分な感染症予防を行いながら、熱中症にもこれまで以上に気を付けるようにしましょう。

暑さを避けましょう

- エアコンや扇風機をうまく使う
- 換気をこまめにする



こまめに水分補給しましょう

日頃から体温測定、健康チェックをしましょう

暑さに備えた体作りをしましょう

- 暑くなり始めの時期から適度に運動を
- 水分補給は忘れずに

状況に応じてマスクをはずしましょう

- 気温、湿度の高い中でのマスク着用は注意してください
- 屋外で人と2m以上距離を確保できれば、マスクをはずす



新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

ホームページ
はこちら



| 内 容 | | 問 い 合 わ せ 先 |
|--|--------------------------------|--|
| 新型コロナ ウイルス感 染症に関 すること | 一般的な相談 | ●長野県保健・疾病対策課 TEL026・235・7277、026・235・7278(24時間対応) ●新型コロナウイルスお困りごと相談センター TEL026・235・7077(平日・休日/8:30~17:15) ● 新型コロナウイルス感染症対策室 TEL75・6676 |
| | 不安をお持ちの方 | 有症状者相談窓口 上田保健福祉事務所(上田保健所) TEL25・7135(24時間対応) |
| 体調、健康状態に関して 不安をお持ちの方 | 体調、健康状態に 関する相談窓口 | 健康推進課 TEL23・8244 保健センター TEL42・1117 保健センター TEL72・9007 健康センター TEL85・2067 |
| 気分のすぐれない方 | こころの相談窓口 | ●精神保健福祉センター TEL026・227・1810(平日/8:30~17:15) |
| 社会福祉施設等の運営者や 利用者やそのご家族の方の相談 | 社会福祉施設等 利用者向け 相談窓口 | 上田保健福祉事務所(上田保健所) TEL25・7122 |
| 子育て中の心配事、 家庭の悩み、子どもの悩み | 子どもや家庭の 相談窓口 | ● 子育て・子育て支援課 TEL23・2000 (平日/9:00~16:00) ●児童相談所全国共通ダイヤル TEL189(いちはやく) (24時間対応) ●長野県児童虐待・DV 24時間ホットライン TEL026・219・2413 |
| 不当な差別やいじめ等 を受けた方 | 人権問題に関する 相談窓口 | ●みんなの人権110番 TEL0570・003・110(平日/8:30~17:15) ●子どもの人権110番 TEL0120・007・110(平日/8:30~17:15) ●外国人権利相談ダイヤル TEL0570・090・911(平日/9:00~17:00) ●長野県人権啓発センター TEL026・274・3232 (火~日曜日/8:30~17:00) |
| 外国人の方からの相談 | 外国人向け 相談窓口 | ●長野県多文化共生相談センター TEL026・219・3068、080・4454・1899 (第1・第3水曜日を除く平日、第1・第3土曜日/10:00~18:00) ●NAGANO多言語コールセンター(24時間対応) TEL0120・691・792、+81・92・687・5289(有料) ●多言語相談ワンストップセンター(人権男女共生課内) TEL75・2245 ポルトガル語、中国語、英語(月~金曜日/9:00~17:00) スペイン語(月・水・金曜日/9:00~15:00) |
| 感染症拡大防止に向けた施設の 使用停止(休業)の要請等 に関する相談 | 施設の使用停止 (休業)の要請等に 係る相談窓口 | ●施設の使用停止(休業)の要請等に係る電話相談窓口 TEL026・235・7945(平日、休日/7:00~22:00) ●外国人対応電話番号 TEL092・687・7890 |

最新の情報はこちらでも発信しています



●市メール配信サービス

登録方法

「mail.ueda-city@raidan.ktaiwork.jp」へ空メールを送信すると、本登録用の返信が届きます。
※「@city.ueda.nagano.jp」が受信できる設定にしてください。



●市公式Twitter



偏見や差別をなくしましょう

みんなで支え合ってこの難局を乗り越えましょう

新型コロナウイルス感染症に対する不安等から、感染した方やその家族、医療や物流関係者等に対する偏見や差別、いじめなどが社会的問題となっています。負の感情の矛先を他人に向けていることがあってはなりません。

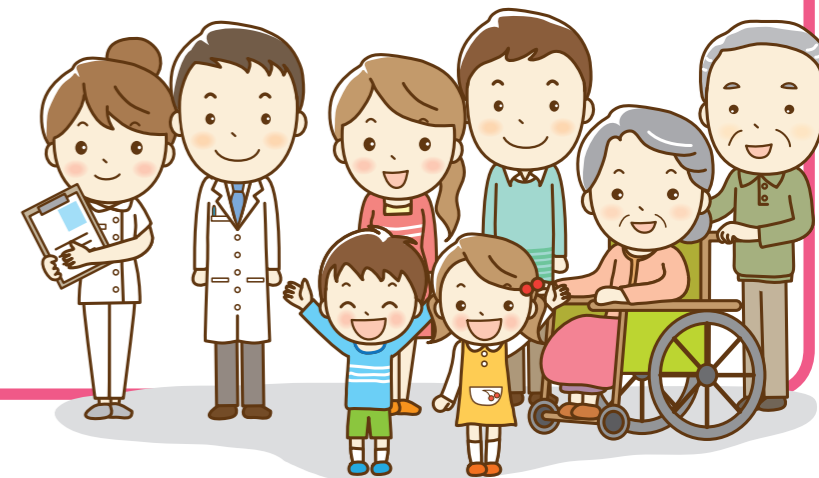
また、差別などがあると感染が疑われても受診しない、あるいは検査で感染したと分かっていても保健所の調査に協力しないなど、病気の発見や感染経路の特定を遅らせ、感染の拡大につながります。

不確かな情報や噂を拡散しない。偏見や差別的な言動に同調しない。確かな情報に基づいて、冷静な行動を心がけましょう。

知人から相談を受けた際は、7ページの相談窓口を紹介いただき、「あなたは、ひとりではない」ことを伝えてください。

人権男女共生課 TEL23・5393

生涯学習・文化財課 TEL23・5197



高齢者の皆さんへ 「フレイル(虚弱)」の進行に気をつけましょう

外出を控え、自宅で過ごす時間が増えていませんか? 「動かないこと(生活不活発)」により、健康への影響が心配されます。

「フレイル」とは心身の活力が低下した状態で、元気な状態と介護の必要な状態の中間に位置します。適切な取り組みを行うことで、予防・改善が期待できます。まずは、自分自身ができることから行ってみましょう。

●運動

ラジオ体操やテレビを見ながら足踏みを行うなど、自宅でも出来るちょっとした運動をしましょう。市では簡単な運動を紹介する「一緒にカラダを動かそう!」を動画で配信しています。



●栄養・口腔ケア

バランスの良い食事をとることは、免疫力の維持にも役立ちます。また、歯ごたえのあるものを噛むことや、お喋りをする事で、口周りの筋肉を保ち、脳に刺激を与えるため、認知機能低下の予防にもなります。

●人とのつながり

「フレイル」の入口は、人のつながりが減ることが原因ともいわれています。家族や友人と電話やメールでコミュニケーションをとるなどし、つながりを維持しましょう。

高齢者介護課 TEL23・5140



10月から燃やせないごみの収集を 週1回から月2回に変更します

令和2年10月から全自治会において、燃やせないごみ(赤字の指定袋)の収集を現行の週1回から、月2回に変更します。収集回数の変更とごみ減量・再資源化へのご理解とご協力をお願いします。なお、プラマーク付きプラスチックごみ(緑字の指定袋)の収集は、従来どおり週1回で変わりません。

10月から燃やせないごみの収集日 【収集する曜日(月～金曜日)は変更ありません】

| | |
|--------------|-----------|
| 上田地域(千曲川左岸※) | 毎月 第1・3回目 |
| 上田地域(千曲川右岸※) | 毎月 第2・4回目 |
| 丸子地域 | 毎月 第1・3回目 |
| 真田地域 | 毎月 第2・4回目 |
| 武石地域 | 毎月 第1・3回目 |

※千曲川の下流に向かって右側が「右岸」、左側が「左岸」です。



◎自治会ごとの収集日は、別途7・8月に各地域自治センターだよりやチラシなどでお知らせします。

燃やせないごみの収集回数を減らす理由

●排出量が少ない

令和元年度に実施した市民アンケートで、週に1回排出している世帯は全体の1割未満という結果でした。ごみ集積所の排出状況調査からも少ないことが確認されています。

●資源物の混入を防ぐ

収集回数が多いため、燃やせないごみに「びん・缶」などの資源物が混入しやすいと考えられます。

お願い

資源物は、自治会の資源物回収やウィークエンドリサイクルの会場にお持ちください。

●ごみ処理経費を縮減

収集回数を減らし、正しい分別を行うことで、排出されるごみ量が減ると考えられ、ごみ処理経費の縮減が見込まれます。また、収集車の運行回数を減らすことにより、環境負荷の低減にもつながります。



危険物やびん・缶は「燃やせないごみ」では収集できません。



「ごみ減量アドバイザー」と一緒に ごみの減量に取り組みませんか？

各地区自治会連合会から推薦され市から委嘱されたアドバイザー(33名)は、研修や定例会議をとおして、ごみの減量に関する知識を身につけ、市民の皆さんと一緒にごみの減量に取り組んでいます。自治会でごみに関する勉強会などを開催する際には、ぜひ、ごみ減量アドバイザーにお気軽にご相談ください。詳細は市ホームページ、または下記へお問い合わせください。

ホームページ



- ☎ 廃棄物対策課・ごみ減量企画室 TEL22・0666
- ☎ 市民サービス課 TEL42・1054
- ☎ 市民サービス課 TEL72・0154
- ☎ 市民サービス課 TEL85・2827

腸内環境を整えて 免疫力を高めよう!

病原菌やウイルスなどの外敵を撃退してくれる働きをしているのが免疫細胞です。体内の免疫細胞の約7割が腸内に存在しています。

免疫細胞が元気に動くためには、腸内環境を整えることが大切です。腸内には腸内細菌がなんと約1,000種類、約100兆個も生息していて、その中でも乳酸菌やビフィズス菌などの善玉菌は免疫力をアップする働きがあります。

善玉菌を増やすには・・・

直接とる

発酵食品には乳酸菌が含まれ、免疫細胞が住みやすい環境づくりを手伝います



発酵食品は毎日、少しずつ食べることが大切です。

食物繊維やオリゴ糖は大腸まで届いて善玉菌のえさになります



- 食物繊維 植物性食品である野菜類、キノコ類、海藻類、豆類、果実類などに多く含まれています。
- オリゴ糖 ごぼう、アスパラガス、じゃがいも、大豆などにも含まれています。

増やす

ただし、どれも食べすぎは糖分や塩分のとりすぎになるので適量

悪玉菌が増えてしまうのは・・・

たんぱく質や脂質中心の食事や不規則な生活、ストレス、便秘などが原因です。

腸内環境を整えるためには、腸の粘膜を守ることも大事

腸の粘膜や免疫細胞の材料になります

たんぱく質



卵や牛乳、肉や魚など毎食たんぱく質をとり入れましょう

腸の粘膜の入れ替え、修復をします

ビタミンA
ビタミンC・ビタミンE
3つ合わせて
ビタミンACE!
(エース)

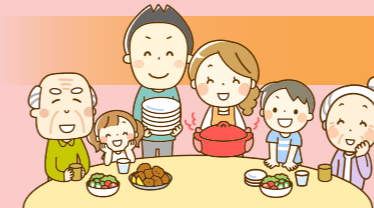
野菜はビタミンACEたっぷりの緑黄色野菜も食べましょう

塩分の多い食品は粘膜を傷めます

ソルトマイナス3 大作戦
1日の食塩摂取量を
3g減らそう!

減塩食品などを活用して、塩分控えめの食生活を

バランスよく食べよう!



健康推進課 TEL28・7124

腸内細菌は食生活やストレスで変化しやすいので、栄養バランスのとれた食事が大切です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、家で過ごすことが多い時期ですが、栄養が偏らないように1日3回の食事を大事にしましょう。

また、32ページからの特集記事では、上田産の野菜の紹介もあります。

後期高齢者医療制度の **保険料** などの見直し

後期高齢者医療制度は、県内統一の保険料率であり、長野県後期高齢者医療広域連合が、被保険者数、一人当たり医療費および一人当たり所得額の伸びなどを勘案し2年ごとに見直しを行っています。所得の低い方の生活実態に配慮したうえで、可能な限り、保険料率の増加の抑制を図り保険料率を改定します。

保険料率の改定等 (カッコ内は前年度の税率等)

| 区分 | 令和2年度・3年度 |
|-------|------------------|
| 均等割 | 40,907円(40,907円) |
| 所得割 | 8.43%(8.30%) |
| 賦課限度額 | 64万円(62万円) |



所得の低い方の軽減 (均等割の軽減)

| 世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額 | 制度上(本則)の軽減割合(均等割額) | 特例適用後の軽減割合(均等割額) |
|---|--------------------|---------------------|
| | | 令和2年度 |
| 33万円以下の場合 うち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合 | 7割 12,272円/年 | 7.75割*1 9,204円/年 |
| | | 7割*2 12,272円/年 |
| 33万円+(28.5万円*3×被保険者数)以下の場合 | 5割 20,453円/年 | 5割 20,453円/年 |
| 33万円+(52万円*4×被保険者数)以下の場合 | 2割 32,725円/年 | 2割 32,725円/年 |

※1 前年度は8.5割 ※2 前年度は8割 ※3 前年度は28万円 ※4 前年度は51万円

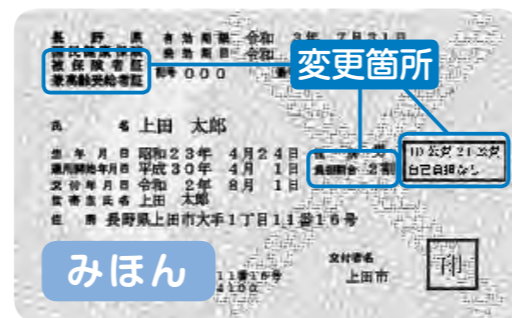
- 令和2年度の後期高齢者医療の保険料額決定通知書を被保険者宛てに7月中旬に郵送します。
- 後期高齢者医療の減額認定証・限度額適用認定証の更新は8月です。

8月1日から国保加入の70歳から74歳の方は被保険者証と高齢受給者証が一体化した**1枚**になります

国保に加入している70歳から74歳の方には、今まで「国民健康保険高齢受給者証(緑色・ハガキサイズ)」を交付しましたが、8月から被保険者証と高齢受給者証を一体化した「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。一体化により様式が変更となり、医療機関への提示は1枚のみになります。

被保険者証兼高齢受給者証は70歳になる誕生日の翌月(誕生日が1日の方は誕生月)から使用できます。

8月2日以降に70歳になる方は、有効期限が誕生月の末日(1日生まれの方は前月末日)までの被保険者証が交付されます。被保険者証兼高齢受給者証は、有効期限までに郵送します。



令和2年度

4月 から変更 **国民健康保険税率の改定
後期高齢者医療保険料等**の見直し

8月1日 から更新 **国民健康保険被保険者証
高齢受給者証
後期高齢者医療被保険者証** ※7月下旬に郵送します

8月1日 から変更 **国保加入の70~74歳の方は「被保険者証兼高齢受給者証」の1枚に変更**

問 国保年金課 国民健康保険について TEL75-7121
後期高齢者医療保険について TEL23-5118

国民健康保険税の **税率** などの改定

国民健康保険税(以下「国保税」)は、国民健康保険に加入している方が病気やけがなどに備えて、医療などにかかる費用をお互いに負担し、支え合うための財源となります。

令和2年度の国保税率(全体改定率1.1%減)となりました。また、地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額の引き上げと低所得者に係る軽減判定所得の基準額を引き上げます。

国保税率等(カッコ内は前年度の税率等)

| 区分 | すべての加入者 | | |
|-----------------------------------|--------------------------------------|---------------------|--------------------------|
| | 医療分 | 後期支援金分 | 40歳以上65歳未満の加入者 介護納付金分 |
| ①所得割率 | 所得に対して 6.90%↓(7.11%) | 2.61%↑(2.44%) | 2.6%↑(2.3%) |
| ②資産割率 | 固定資産税額に対して 令和2年度から廃止 | | |
| ③均等割額 | 加入者1人に対して 2万1,600円↓ (2万3,100円) | 8,700円↑ (8,000円) | 8,900円↑ (7,200円) |
| ④平等割額 | 1世帯に対して 2万1,200円↓ (2万2,200円) | 7,300円↑ (7,200円) | 6,500円↑ (5,800円) |
| 課税限度額(①~④の合計金額が課税限度額を超えることはありません) | 63万円↑ (61万円) | 19万円→ (19万円) | 17万円↑ (16万円) |

所得の低い方の軽減

| 軽減判定所得基準 | 軽減割合 |
|-----------------------------------|------|
| 世帯の総所得金額等が33万円以下 | 7割 |
| 世帯の総所得金額等が33万円+(28万5千円*1×被保険者数)以下 | 5割 |
| 世帯の総所得金額等が33万円+(52万円*2×被保険者数)以下 | 2割 |

※1 前年度は28万円 ※2 前年度は51万円

- 令和2年度の国保税の納税通知書は、世帯主宛てに7月中旬に郵送しますので期限内に納付をお願いします。国保税は、1年分(4月から翌年3月分まで)を7月から翌年3月までの9回に分けて納めていただきます。



令和元年度下半期までの市の財政状況

毎年度上半期と下半期の2回、定期的に市の財政状況をお知らせしています。今回は、令和元年度末(3月31日現在)の会計別収支状況、市債の現在高、市有財産(一時借入金)の状況についてお知らせします。
(表示単位未満は四捨五入しています。端数処理のため合計額が致しえないことがあります)

財政課 TEL 23・5113



市の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わりますが、4～5月の2か月間は、現金の未収・未払などを整理する期間(出納整理期間)であるため、決算の数値とは異なります。

収入率・執行率の低い予算科目もありますが、この2か月間でほぼ予算現額となる見込みです。

一般会計

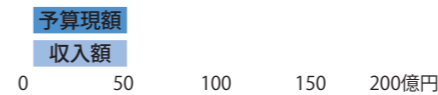
市民の皆さんの生活に密着した福祉や教育、道路や公園の整備など、市政の基本となる会計です。

歳入

【歳入(収入)の状況】

- 予算現額 747億7,595万円
- 収入済額 641億 85万円
- 収入率 85.7%

※予算現額=当初予算+補正予算+繰越予算の合計額



歳出

【歳出(支出)の状況】

- 予算現額 747億7,595万円
- うち、人件費は103億7,847万円
- 執行額 683億 4,301万円
- 執行率 91.0%



特別会計

特定の事業や資金などについて、その収支を明確にするために一般会計と分けて整理する会計です。

| 会計名 | 予算現額 (歳入・歳出) | 歳入 | | 歳出 | |
|-----------------|-----------------|-------------|------|-------------|------|
| | | 収入済額 | 収入率 | 執行額 | 執行率 |
| 土地取得事業 | 8,919万円 | 7,400万円 | 83% | 6,543万円 | 73% |
| 同和地区住宅新築資金等貸付事業 | 2,332万円 | 2,596万円 | 111% | 2,310万円 | 99% |
| 国民健康保険事業 | 152億8,913万円 | 141億4,090万円 | 92% | 144億3,152万円 | 94% |
| 後期高齢者医療事業 | 21億1,009万円 | 20億1,109万円 | 95% | 21億 806万円 | 100% |
| 介護保険事業 | 158億5,448万円 | 133億 593万円 | 84% | 152億8,228万円 | 96% |
| 駐車場事業 | 1億3,035万円 | 1億2,727万円 | 98% | 1億 970万円 | 84% |
| 武石診療所事業 | 1億1,394万円 | 1億 864万円 | 95% | 9,562万円 | 84% |
| 合計 | 336億1,050万円 | 297億9,379万円 | 89% | 321億1,572万円 | 96% |

公営企業会計

料金や使用料などの収入によって運営される独立採算の会計です。

- ◇収益的収支：人件費、施設の維持管理費、減価償却費など経営活動に必要な経費
- ◇資本的収支：施設の整備・投資、借入金の償還金などの費用

| 会計名 | | 収益的収支 | | | 資本的収支 | | |
|------------|----|-------------|-------------|------|------------|------------|------|
| | | 予算現額 | 収入済額 | 収入率 | 予算現額 | 収入済額 | 収入率 |
| | | | 執行額 | 執行率 | | 執行額 | 執行率 |
| 真田有線放送電話事業 | 収入 | 4,489万円 | 4,689万円 | 104% | 3万円 | 3万円 | 100% |
| | 支出 | 4,481万円 | 4,021万円 | 90% | 1,358万円 | 120万円 | 9% |
| 産婦人科病院事業 | 収入 | 5億8,150万円 | 4億5,703万円 | 79% | 2,214万円 | 2,214万円 | 100% |
| | 支出 | 6億5,654万円 | 5億5,883万円 | 85% | 3,379万円 | 3,350万円 | 99% |
| 水道事業 | 収入 | 28億5,791万円 | 29億1,530万円 | 102% | 7億9,490万円 | 7億2,951万円 | 92% |
| | 支出 | 27億4,560万円 | 26億1,625万円 | 95% | 27億1,502万円 | 16億4,193万円 | 60% |
| 公共下水道事業 | 収入 | 60億9,235万円 | 62億 99万円 | 102% | 14億6,405万円 | 8億3,142万円 | 57% |
| | 支出 | 53億8,474万円 | 51億9,619万円 | 96% | 47億 960万円 | 40億5,239万円 | 86% |
| 農業集落排水事業 | 収入 | 14億6,326万円 | 14億7,091万円 | 101% | 3億6,986万円 | 3億5,271万円 | 95% |
| | 支出 | 13億8,812万円 | 13億1,896万円 | 95% | 8億7,986万円 | 8億2,915万円 | 94% |
| 合計 | 収入 | 110億3,991万円 | 110億9,112万円 | 100% | 26億5,098万円 | 19億3,581万円 | 73% |
| | 支出 | 102億1,981万円 | 97億3,044万円 | 95% | 83億5,185万円 | 65億5,817万円 | 79% |

資産など

【市有財産】(一般会計+特別会計)

| | |
|---------|-------------|
| 積立金 | 244億9,501万円 |
| 内訳 | |
| 財政調整基金 | 39億 920万円 |
| 減債基金 | 47億5,931万円 |
| 特定目的基金 | 117億9,237万円 |
| その他の基金 | 18億2,886万円 |
| 定額運用基金 | 22億 526万円 |
| 有価証券 | 7,120万円 |
| 出資による権利 | 30億6,699万円 |

【市債の現在高】

市が金融機関などから借りた地方債の残高です。

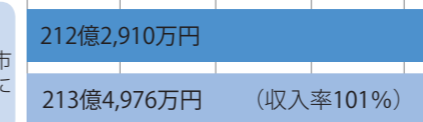
| | |
|------|-------------|
| 一般会計 | 585億1,758万円 |
| 特別会計 | 2億8,597万円 |
| 企業会計 | 523億7,795万円 |

【一時借入金】

0円
一時的に支払金が不足する場合に、年度内に返済することを条件に、金融機関などから借り入れる資金です。

市税

固定資産税など市民の皆さんが市に納める税金



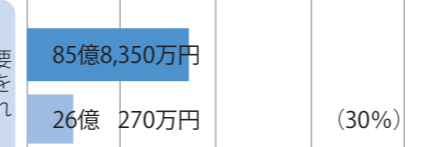
地方交付税

行政サービスの水準を保つため市の財政状況に応じて国から交付されるお金



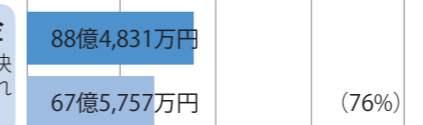
市債

多額の費用を必要とする工事などを行う際に借り入れるお金



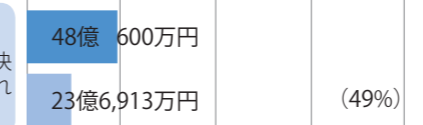
国庫支出金

国から使い道を決めて市へ支出されるお金



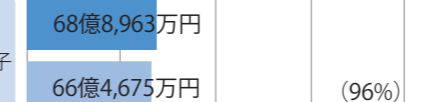
県支出金

県から使い道を決めて市へ支出されるお金



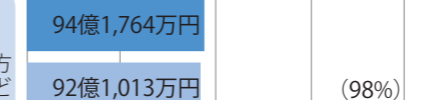
諸収入

延滞金、預金利子などの収入



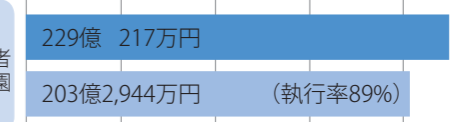
その他

地方譲与税、地方消費税交付金など



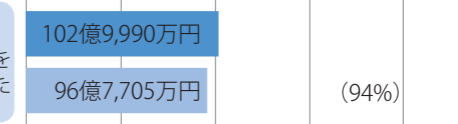
民生費

高齢者、障がい者などの支援や保育園の運営などの経費



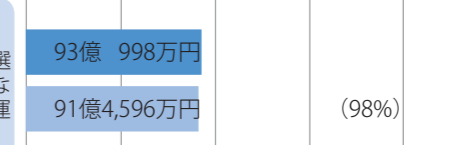
土木費

道路や公園などを整備、管理するための経費



総務費

税金の徴収や選挙、自治会活動など市全般の管理運営にかかる経費



公債費

市が借り入れたお金を返済するための経費



教育費

子どもの教育や文化財の保護などの経費



商工費

商工業や観光振興のための経費



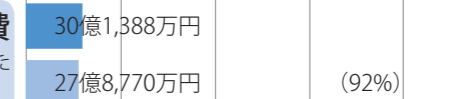
衛生費

健康づくりや地域の環境保全、ごみ処理などの経費



農林水産業費

農林業の振興のための経費



その他

議会費、消防費、災害復旧費など

